

簡易水道料金の改定について

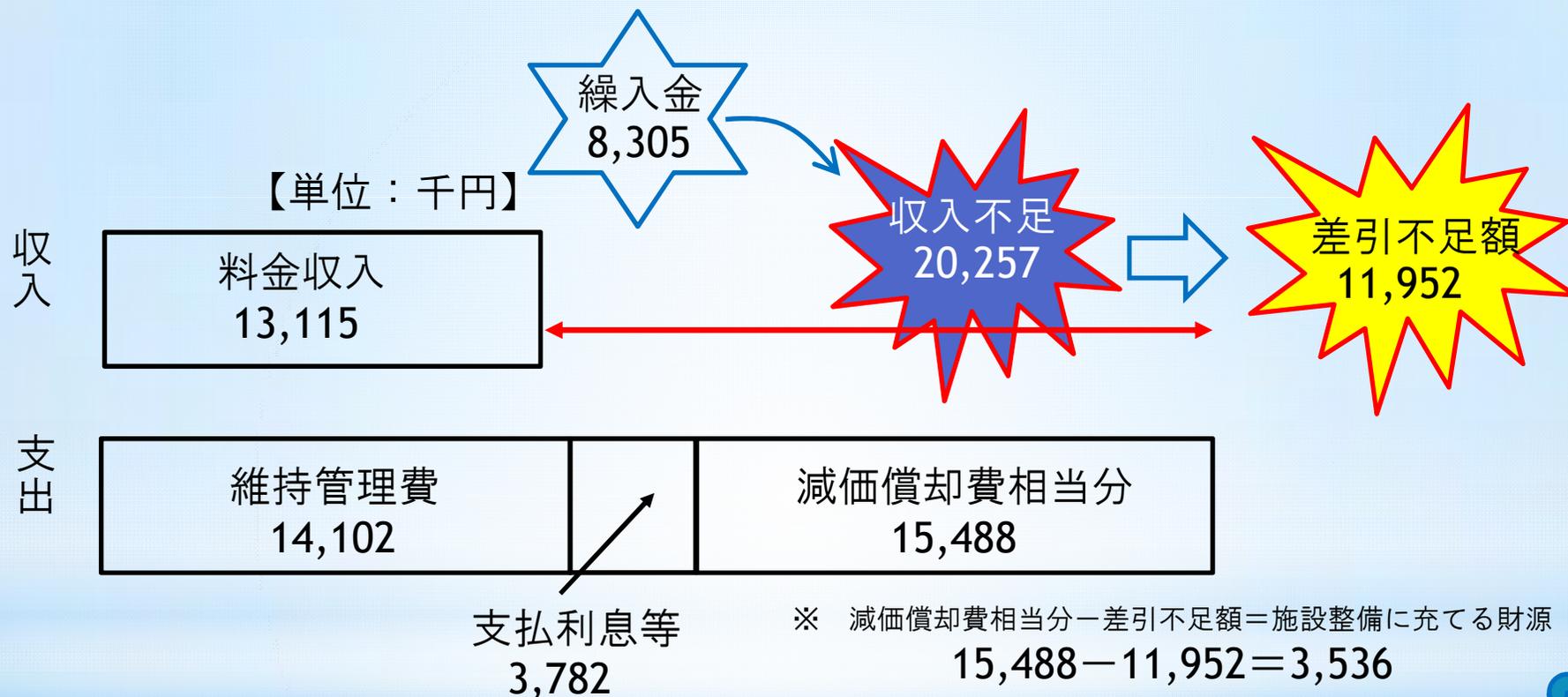


登別市都市整備部水道室

簡易水道事業会計の現状①

【現在の簡易水道施設を維持するための収支】

2020年度 収支見込



安全な水道水を作るために必要な費用
に対する収入が不足しています！！

簡易水道事業会計の現状②

【簡易水道施設を整備するための収支】

2020年度 収支見込



老朽化している施設更新に必要な費用
に対する収入が不足しています！！

1 経営の現状と課題

(1) 現状

- ・ 水を作るための財源不足分と
施設整備に充てる財源の不足分

(いずれも料金収入不足分) を一般会計からの繰入金で補てん

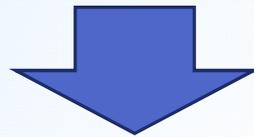
(2) 課題

- ・ 経営状況に見合った料金設定ができていない
⇒ 慢性的な料金収入不足

2 課題解決に向けた取組

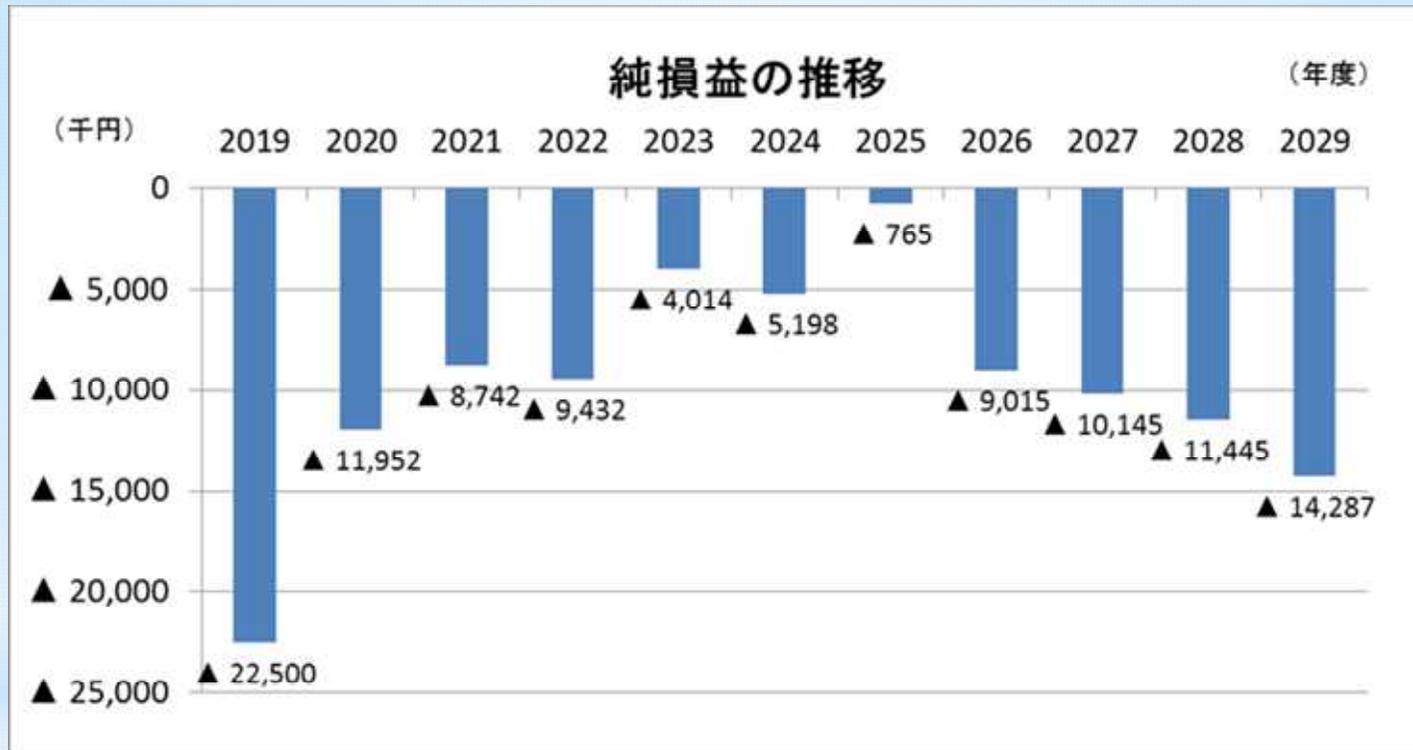
(1) 慢性的な料金収入不足対策

- ・ 簡易水道料金改定の検討



- ・ 水道水をつくるための経費を料金収入で賄えるような料金設定が必要

3 改定の経緯①



登別市簡易水道事業経営戦略では、2019年度以降、純損失が生じている。

3 改定の経緯②



ここ数年は1, 300万円台で推移するが、
2029年度には、2, 371万8千円となる見込み

3 改定の経緯③

このため、

支出の削減などの経営努力のみでは、事業運営ができない！



一定のルールに基づき、定期的に**簡易水道料金の改定作業**を行う。

4 料金改定に関する基本事項①

(1) 簡易水道料金の改定周期について

- ・ 2017年度から経営戦略策定作業に着手
- ・ 2018年度から2019年度にかけて、周知期間
- ・ 料金算定期間は、4年間
(今改定期は2019年度から2022年度まで)

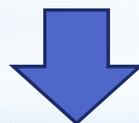
	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
	2017年度 (H29)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
1回目	改定作業	周知期間	対象期間							
2回目					改定作業	周知期間	対象期間			

4 料金改定に関する基本事項②

(2) 簡易水道料金の算定方法について

- ① 総括原価方式 …… 必要な費用＋資産維持費
- ② 資金収支方式 …… 必要な費用に対して収支を合わせる
【資産維持費は含めない】

※ 資産維持費とは……将来の施設更新費用を見込むもの



まずはじめに、「**総括原価方式**」の検討を行う。

5 料金改定率の検討①

料金改定率を算定すると

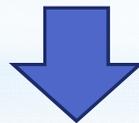
(1) 総括原価方式

① 営業費用と資本費用（資産維持費込）の場合

⇒平均改定率 449.87%

② 営業費用と資本費用（資産維持費除く）の場合

⇒平均改定率 337.28%



総括原価方式では、非常に大きな改定になるため、
今改定期において、本方式を採用しないこととする。

5 料金改定率の検討②

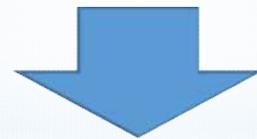
(2) 資金収支方式

③ 純損失を0円（損益分岐点）とする場合

⇒平均改定率 100.53%

④ 基準外繰入金を0円とする場合

⇒平均改定率 62.94%



いずれの場合も、大幅な改定率となり、
利用者への影響が非常に大きい！！

登別市の特殊事情を考慮し、さらに細かな検証が必要

6 現行料金について

(税抜)

用途別		現行料金	
		2002年4月改定	
家事用	基本料金		640(円)
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	60(円)
		6m ³ ~10m ³	115(円)
		11m ³ ~20m ³	135(円)
		21m ³ ~	160(円)
併用	基本料金		640(円)
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	60(円)
		6m ³ ~10m ³	115(円)
		11m ³ ~20m ³	135(円)
		21m ³ ~	35(円)
営農用	基本料金		640(円)
	計量料金	1m ³ につき	35(円)
事業用	基本料金		1,280(円)
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~10m ³	110(円)
		11m ³ ~30m ³	140(円)
		31m ³ ~50m ³	160(円)
		51m ³ ~100m ³	200(円)
		101m ³ ~	230(円)

【簡易水道料金の特徴】

- ・ 2002年4月改定以降、17年間料金改定なし
- ・ 営農用および併用の21m³以上の料金は、非常に低廉に設定
(1m³あたり35円の単価は、1985年から据え置いている)
- ・ 水道料金と簡易水道料金との間で料金格差が生じている



上記内容を考慮し、
料金改定の基本方針を定める

7 料金改定の基本方針①

【営農用料金についての検討】

登別市の簡易水道事業は、札内地区を中心とした営農用水を確保するために整備してきた背景があり、その特殊性を十分考慮する必要がある。



これまでも農業政策の一部として財政的配慮を行ってきた料金設定について、引き続き継続する必要があると考えているが、利用者の皆様に負担していただいている現在の料金水準は同じような特殊性を有する道内類似自治体と比較してどの程度であるかを検証する必要がある。



料金設定について、道内類似自治体との比較を行う。

7 料金改定の基本方針②

【道内類似自治体とは】

水道料金表に農業用の料金を定めている道内の自治体
(当市と同様に営農用水の供給が必要な地区への給水を行っている自治体)



【類似団体での比較を行う理由】

簡易水道事業料金体系を比較する場合、それぞれの自治体における事業開始の経緯や利用者の状況（単純に給水人口が少ない自治体の市街地等での利用など）が異なるため。

給水原価に占める営農用料金の割合を比較すると、

類似自治体平均	：	34.69%
登別市	：	18.49%



類似自治体に比べ、登別市の負担割合が少ない。

7 料金改定の基本方針③

【営農用料金について】

- ・ 営農用及び併用の 21 m^3 以上の料金については、引き続き財政的配慮を継続し、引き上げた後の料金水準を道内類似自治体と同程度にする。



【算定式】

給水原価に占める営農用料金の割合を類似自治体平均である34.69%とする。

$$204.48 \text{ (円)} \times 34.69 \text{ (\%)} \div 70.93 \text{ (円)} \text{ (税込)} \Rightarrow \underline{65 \text{ 円 (税抜)}}$$

7 料金改定の基本方針③

【家事用、事業用及び併用の20m³以下の料金について】

- ・ 水道料金と簡易水道料金との格差がある
- ・ 同じ水質基準の水道水を利用している市民の負担額が均一ではない



今改定期においては、2019年4月1日改定の水道料金と同程度にする。

7 料金改定の基本方針④

様々なケースを想定して料金のあり方を検討してきた結果、

- ① 施設整備のための資金をためること
 - ② 経営上の不足分を補うこと
 - ③ 純損失の解消
 - ④ 基準外繰入金の解消
- } 断念



【今改定期の方針】

- ⑤ 営農用の料金水準を道内類似自治体と同程度にすること
- ⑥ 水道料金との格差を解消すること

7 料金改定の基本方針⑤

(1月あたり 税抜)

平均改定率 58.61%

用途別	現行料金		新料金(案)	
	2002年4月改定			
家事用	基本料金	640(円)	924(円)	
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	60(円)	90(円)
		6m ³ ~10m ³	115(円)	180(円)
		11m ³ ~20m ³	135(円)	211(円)
	21m ³ ~	160(円)	248(円)	
併用	基本料金	640(円)	924(円)	
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	60(円)	90(円)
		6m ³ ~10m ³	115(円)	180(円)
		11m ³ ~20m ³	135(円)	211(円)
	21m ³ ~	35(円)	65(円)	
営農用	基本料金	640(円)	924(円)	
	計量料金	1m ³ につき	35(円)	65(円)
事業用	基本料金	1,280(円)	1,854(円)	
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~10m ³	110(円)	173(円)
		11m ³ ~30m ³	140(円)	222(円)
		31m ³ ~50m ³	160(円)	250(円)
		51m ³ ~100m ³	200(円)	304(円)
	101m ³ ~	230(円)	341(円)	

【料金改定の基本方針】

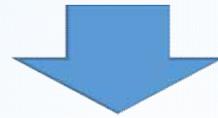
- 1 家事用、事業用及び併用の20m³以下の料金は、2019年4月1日改定の水道料金と同程度まで引き上げる。
- 2 営農用及び併用の21m³以上の料金は、道内類似自治体の平均水準である65円まで引き上げる。



この場合も大きな改定率となるため、段階的な引き上げを検討

8 料金の段階的引き上げ①

しかし、この方針においても平均改定率は58.61%となり、大幅な改定率であることから、利用者の急激な負担増は避けられないことになる。



市としては、負担増をできるだけ緩やかなものとする必要があると考えた結果、

- ① 2回での引き上げを行う場合
- ② 3回での引き上げを行う場合 を検討

8 料金の段階的引き上げ②

【料金表（2回改定）】

平均改定率 29.52%

平均改定率 21.22%

用途別	新使用料(案)		新使用料(案)		
	2019年度改定予定		2023年度改定予定		
家事用	基本料金	770(円)	基本料金	924(円)	
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	76(円)	1m ³ ~5m ³	90(円)
		6m ³ ~10m ³	151(円)	6m ³ ~10m ³	180(円)
		11m ³ ~20m ³	177(円)	11m ³ ~20m ³	211(円)
		21m ³ ~	208(円)	21m ³ ~	248(円)
併用	基本料金	770(円)	基本料金	924(円)	
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	76(円)	1m ³ ~5m ³	90(円)
		6m ³ ~10m ³	151(円)	6m ³ ~10m ³	180(円)
		11m ³ ~20m ³	177(円)	11m ³ ~20m ³	211(円)
		21m ³ ~	50(円)	21m ³ ~	65(円)
営農用	基本料金	770(円)	基本料金	924(円)	
	計量料金	1m ³ につき 50(円)	計量料金	1m ³ につき 65(円)	
事業用	基本料金	1,550(円)	基本料金	1,854(円)	
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~10m ³	145(円)	1m ³ ~10m ³	173(円)
		11m ³ ~30m ³	186(円)	11m ³ ~30m ³	222(円)
		31m ³ ~50m ³	210(円)	31m ³ ~50m ³	250(円)
		51m ³ ~100m ³	255(円)	51m ³ ~100m ³	304(円)
		101m ³ ~	286(円)	101m ³ ~	341(円)

8 料金の段階的引き上げ③

【料金表（3回改定）】

平均改定率 19.22%

平均改定率 15.87%

平均改定率 13.56%

用途別	新使用料(案)		新使用料(案)		新使用料(案)				
	2019年度改定予定		2021年度改定予定		2023年度改定予定				
家事用	基本料金	735(円)	基本料金	830(円)	基本料金	924(円)			
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	70(円)	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	80(円)	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	90(円)
		6m ³ ~10m ³	137(円)		6m ³ ~10m ³	159(円)		6m ³ ~10m ³	180(円)
		11m ³ ~20m ³	161(円)		11m ³ ~20m ³	186(円)		11m ³ ~20m ³	211(円)
		21m ³ ~	190(円)		21m ³ ~	219(円)		21m ³ ~	248(円)
併用	基本料金	735(円)	基本料金	830(円)	基本料金	924(円)			
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	70(円)	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	80(円)	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~5m ³	90(円)
		6m ³ ~10m ³	137(円)		6m ³ ~10m ³	159(円)		6m ³ ~10m ³	180(円)
		11m ³ ~20m ³	161(円)		11m ³ ~20m ³	186(円)		11m ³ ~20m ³	211(円)
		21m ³ ~	45(円)		21m ³ ~	55(円)		21m ³ ~	65(円)
営農用	基本料金	735(円)	基本料金	830(円)	基本料金	924(円)			
	計量料金	1m ³ につき 45(円)	計量料金	1m ³ につき 55(円)	計量料金	1m ³ につき 65(円)			
事業用	基本料金	1,472(円)	基本料金	1,663(円)	基本料金	1,854(円)			
	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~10m ³	131(円)	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~10m ³	152(円)	計量料金 (1m ³ につき)	1m ³ ~10m ³	173(円)
		11m ³ ~30m ³	168(円)		11m ³ ~30m ³	195(円)		11m ³ ~30m ³	222(円)
		31m ³ ~50m ³	190(円)		31m ³ ~50m ³	220(円)		31m ³ ~50m ³	250(円)
		51m ³ ~100m ³	235(円)		51m ³ ~100m ³	269(円)		51m ³ ~100m ³	304(円)
		101m ³ ~	267(円)		101m ³ ~	304(円)		101m ³ ~	341(円)

8 料金の段階的引き上げ④

2回改定 → 2019年度 29.52% → ともに大きな改定率
2023年度 21.22%

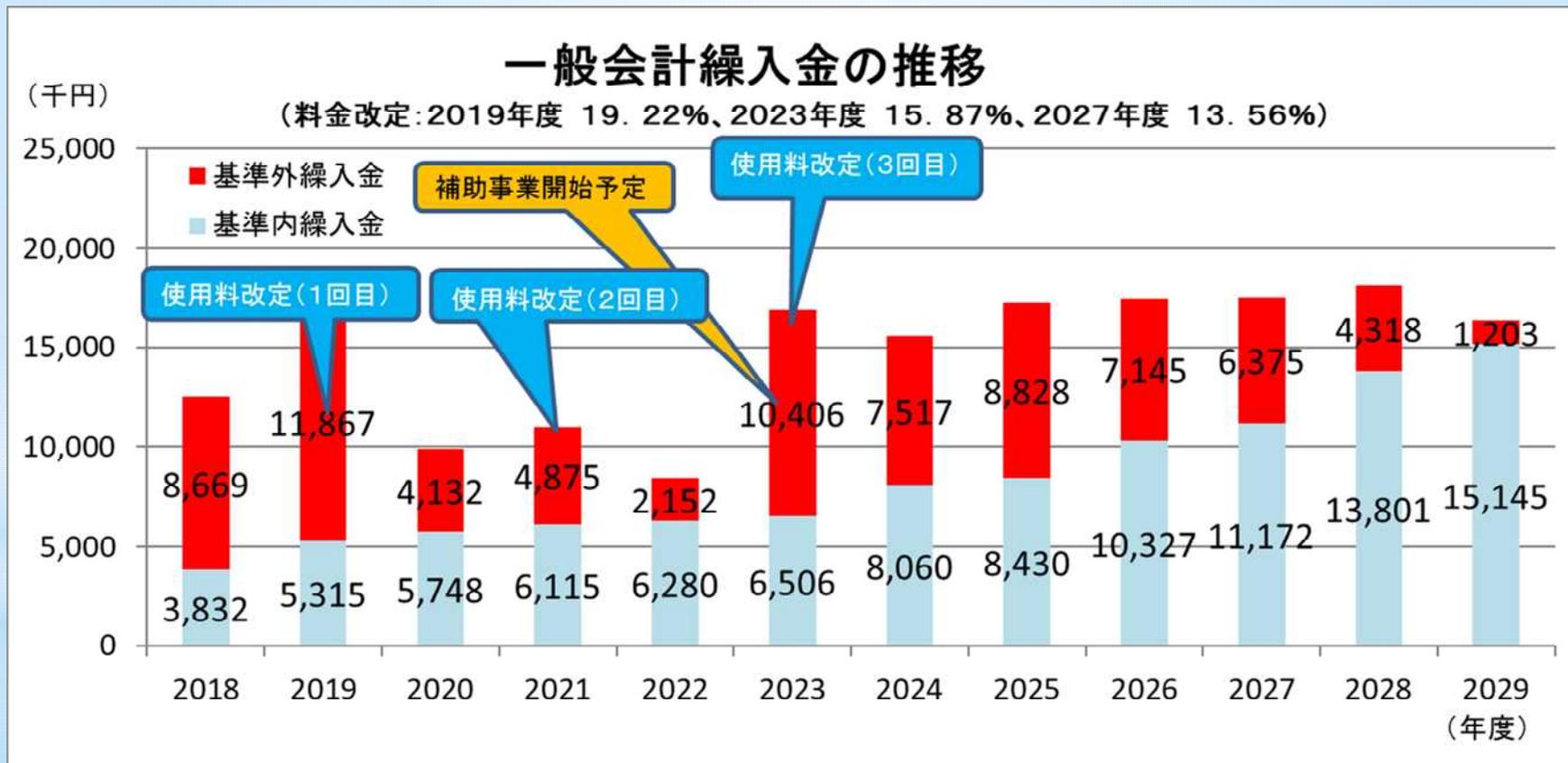
3回改定 → 2019年度 19.22% → 2019年4月1日改定の水道料金改定率と同程度
2021年度 15.87%
2023年度 13.56%

市としては

簡易水道利用者の料金負担の急激な変化を緩和するため、2019年度、2021年度、2023年度の3回の改定により、2019年4月1日改定の水道料金水準まで引き上げることとし、営農用の料金については、道内類似自治体と同水準の料金体系としたい。

9 料金改定後の投資・財政計画

今改定期の料金改定では、純損失は解消できず、資金も蓄えることができないが、基準外繰入金は減少傾向となり、一定の目的は達成できる。



10 簡易水道事業会計の今後の状況

今改定期では、現金収支均衡を基準に一般会計からの繰り入れを行うため、

- ・純損失は解消されない
- ・将来の投資に対する資金を蓄えることができない
- ・繰入金総額及び基準外繰入金はともに減少する(2019年度～2029年度まで)



このことから、今改定期の改定内容は、

- ・**施設整備に関する費用の一部を一般会計で負担しつつ、利用者にも一定程度の負担を求めるもの**
- ・**将来的には、再度料金改定の検討が必要である。**

11 簡易水道料金改定の概要

【改定後の料金表】

		平均改定率 19.22%		平均改定率 15.87%		平均改定率 13.56%		
用途別	新使用料(案)		新使用料(案)		新使用料(案)			
	2020年2月改定予定		2022年2月改定予定		2024年2月改定予定			
家事用	基本料金	735(円)	基本料金	830(円)	基本料金	924(円)		
	計量料金 (1m ³ につき)		計量料金 (1m ³ につき)		計量料金 (1m ³ につき)			
	1m ³ ~5m ³	70(円)	1m ³ ~5m ³	80(円)	1m ³ ~5m ³	90(円)		
	6m ³ ~10m ³	137(円)	6m ³ ~10m ³	159(円)	6m ³ ~10m ³	180(円)		
	11m ³ ~20m ³	161(円)	11m ³ ~20m ³	186(円)	11m ³ ~20m ³	211(円)		
	21m ³ ~	190(円)	21m ³ ~	219(円)	21m ³ ~	248(円)		
併用	基本料金	735(円)	基本料金	830(円)	基本料金	924(円)		
	計量料金 (1m ³ につき)		計量料金 (1m ³ につき)		計量料金 (1m ³ につき)			
	1m ³ ~5m ³	70(円)	1m ³ ~5m ³	80(円)	1m ³ ~5m ³	90(円)		
	6m ³ ~10m ³	137(円)	6m ³ ~10m ³	159(円)	6m ³ ~10m ³	180(円)		
	11m ³ ~20m ³	161(円)	11m ³ ~20m ³	186(円)	11m ³ ~20m ³	211(円)		
	21m ³ ~	45(円)	21m ³ ~	55(円)	21m ³ ~	65(円)		
営農用	基本料金	735(円)	基本料金	830(円)	基本料金	924(円)		
	計量料金	1m ³ につき	45(円)	計量料金	1m ³ につき	55(円)	計量料金	1m ³ につき
事業用	基本料金	1,472(円)	基本料金	1,663(円)	基本料金	1,854(円)		
	計量料金 (1m ³ につき)		計量料金 (1m ³ につき)		計量料金 (1m ³ につき)			
	1m ³ ~10m ³	131(円)	1m ³ ~10m ³	152(円)	1m ³ ~10m ³	173(円)		
	11m ³ ~30m ³	168(円)	11m ³ ~30m ³	195(円)	11m ³ ~30m ³	222(円)		
	31m ³ ~50m ³	190(円)	31m ³ ~50m ³	220(円)	31m ³ ~50m ³	250(円)		
	51m ³ ~100m ³	235(円)	51m ³ ~100m ³	269(円)	51m ³ ~100m ³	304(円)		
	101m ³ ~	267(円)	101m ³ ~	304(円)	101m ³ ~	341(円)		

改定時期 2020年2月1日

平均改定率

2019年度 19.22%

2021年度 15.87%

2023年度 13.56%

12 簡易水道料金改定までの今後の流れ

【審議会日程】

第1回審議会 2019年4月17日 (委員の委嘱及び諮問)

第2回審議会 2019年6月12日 (諮問案件の審議)

第3回審議会 2019年7月中旬(予定) (答申案の審議及び答申)



令和元年第3回定例会(9月議会)へ条例改正(案)提出予定



2020年2月1日料金改定(予定)